



國際演劇協會 I.T.I 通信

No. 3

March 1, 1952.

The Japanese
Centre of I.T.I.

Room No. 512.
Meiji Seika Bldg
No. 2, Kyobashi,
Chuo-ku, Tokyo.

國際演劇協會

日本センター

東京都中央区京橋2ノ8

明葉ビル

振替 東京 164350 番

電話 京橋 (54) 7731 番

「國際演劇月」の壯觀

國際的脚光をあびる
日本の全演劇活動

本年はじめて日本においても「國際演劇月」に参加することとなり、演劇諸団体の積極的な賛同をうけるにいたつたので、ここに三月を中心として、東京および関西のほとんどの演劇活動が「國際演劇月参加」の名のもとに全力を傾注することとなつたので、この企画は予想以上に壯観なものになりつつある。

この企画の目ざすところは、(一)日本演劇も國際的な企画に参加するという認識は、日本演劇を孤立感から解放し、世界の文化に繋がるという自覚をよびおこし、國際的な親密感を深めるのに役立つことであり、(二)三月、社会的な関心を演劇に集中することによつて、演劇活動を鼓舞することであり、(三)演劇創造者側においては、全力を傾け、熱情を注いで、最高の舞台をつくらうとする意欲をおこさしめることであり、(四)演劇の國際的交流を通して、國際的理解を深めることであり、それには各國のすぐれた戯曲の上演されることが、より直接的に役立つであろうが、世界の各國民、各民族がたがいに知りあふという「國際的理解」こそ、平和のためのゆるぎない基礎となるものであらう。

このような高い目的は、一朝にして達しうるものではない。しかし、世界のすべての演劇人の熱意の結集が、それを可能にするであらう。日本において

も本年度の企画は、この問題にたいして、一應の態勢をととのへたことになる。

もちろん本年度は第一回のことであり、種々の面において不十分な點もあるが、この企てが年一年とくりかへされてゆくうちに、演劇が活気づき、質的に向上し、劇作が振興し、この企画がもつ高い目標に近づいてゆくことが期待されるのである。

日本演劇はこの企画をとおして國際的視野のなかにあられ、國際的批判にさらされることになるがそれは歌舞伎、能、文楽などの日本伝統演劇が、世界演劇のなかにどのやうに位置づけられるかの問題につながる。この「能」は本年度の企画に、全流こぞで参加し、東京および関西において十七の舞台を展開することになったが、それだけでも一大壯観であつて、能のルネッサンスを思はしめるものがある。「能」は、新しく世界演劇のなかでどういう位置を占めることになるであらうか。

今度の企画にたいして「國際演劇月」というレッテルをはるだけで、普段の興行と變りがないおやないかという向きもあるかもしれぬ。まさにその通りである。しかし、I.T.I.はいかなる意味の「統制」もなしてはならない。それが厳として守らるべき根本精神である。従つて、この催しにあつては、各団体の上演企画を指示したり拘束したりしないし、又参加資格や脚本内容を審査したりするやうなこともしない。すべてを創造者側の自主的責任と熱意にまづのであり、舞台の成果も内容の適不適も、観客の批判にゆだねるのである。かくすることが、演劇を向上させる最も根源的な力となるであらう。

ただ、來年度から、非専門劇団が参加するとなると、参加のための一応の「枠」というものを設ける必要があるが、また將來、最も優秀な舞台を褒賞する制度の設けようが望ましいが、それは事前の審査ではなく、成果にたいする賞讃であり、ねきらひであるべきであらう。

今度の日本の参加にたいして、世界各国から暖かい好意にみちた激勵がよせられつつある。パリのユネスコ本部にあるトレス・ボデー博士から、一月下旬、電報で早くもメッセージが寄せられた。元のメキシコ文部大臣であり詩人であるボデー博士、今、國際文化の中心的存在として世界的焦點のなかにあつてゐる博士から、いち早く電報によつてメッセージの送られてきたことは、ユネスコの事務総長として演劇をとおしての國際理解という問題に、いかに強い関心をいだいてゐるかの証左である。つづいて、アメリカ、イギリス、スイス、ノールウェー、デンマーク、ギリシャ、オーストリアなどの著名演劇人から十七通のメッセージが次々と航空便で到着しつつある。

尙、三月の演劇月に関連して、「現代世界演劇写真展」を企画したが、これはこの十餘年間における海外演劇にたいする知識の空白を、多少でも埋めた意図にもとづくものである。これに對し、在東京のC.I.E.や英、佛、カナダなどのミッションから、好意的な援助をえつつあるが、海外の各センターに對する本会の出品依頼にたいして、期日が短かつたにかゝらず、英、米、デンマーク、ベルギー、ノールウェー、遠くフィンランドなどから、最近上演された舞台面の写真が送られてきてゐる。

日本センターは各國センター宛に直接依頼状を出すとともに、パリ本部からも各國センター宛に依頼状を出してほしいと申しおくつておいたところ、パリ本部書記局長ジョセ氏から各國センターに出した「サーキュラー」(廻狀)の写しをおくつてきた。それには次のような一節がある。「日本はI.T.I.の仕事に十二分に協力し、われわれと密接な連絡を

維持するためにあらゆる努力をはらつてい
る新しいセンターであるから、できるだけ
早くメッセージをおくつてやること、われ
われに通じた関心事であり、それは演劇
の領域におけるわれわれの共同連帯性を立
証することになるであろう。そして、同氏
は、極東まで航空便で十日位かかるから、
それを念頭において二月二十日まで遅れ
ないやうに送つてほしいと書きそへてある
われわれは、世界各国から寄せられる関
心、好意、激励に接して、ITIというこ
の国際組織がいかに信頼、友情、相互援助
の善意にみちた立派な組織であるかが、今
さらのやうに痛感されるのである。

そして、世界の多くの国々が日本演劇に
よせる関心の大きなを思うとき、日本演劇
はながい間の孤立性を脱して、国際的関聯
の中におかれてきたことを、はつきりと認
識しなければならない。

◇「国際演劇月」備考

一、演劇月の会期を三月とするも、参加の
意向あるも会場の都合悪き団体のため、
二月或ひは四月にわたることを認む。

一、一切の宣伝物は、ITIのマークの下
に「国際演劇月参加」の文字を使用する。
マークは菱形、適当地色に、ITIの
文字を白く抜けるもの。

一、標語——「演劇は世界を結ぶ」或いは
「世界は演劇によつて結ばれます」

★関西連絡会

関西においては今度の「国際演劇月」の
企画にたいして、興行者、劇団その他の演
劇人によつて東京との連絡会がつくられ、
十河巖氏、北岸佑吉氏が幹事として働に当

つてゐる。

「国際演劇月」開催祝典

三月三日、東京・歌舞伎座にて同劇
場三月興行の初日に、午前十一時より
開催。これには、連合軍司令部、在日
各国使節、関係官庁、文化団体代表、
参加団体代表などを招待し、舞台にて
本会々長その他の挨拶、各祝辞、各国
センターよりのメッセージ発表等を行
う。

「現代世界演劇寫眞展」

於日本橋・三越

世界演劇の現状を示す最近の舞台面
を、一ヶ所にあつめて、久しくわれわれ
から鎖されていた世界各国の演劇の
新しい動きを示さうと、意図したもの
であり、この種の催しとしては戦後初
めてのものであり、演劇の国際的交流
という問題に一つの大きな役割を果
すことが期待される。イギリス、アメ
リカ、ベルギー、デンマーク、ノール
ウェー、フィンランド等の各センター
より送られてきたものの外に、在東京
の英、佛、カナダなどの外交使節団の
好意によるものも出品され、特にCIE
E展覧会部からも多数の出品が予定
されていて、全部で十二ヶ国になる
はずである。主催、毎日新聞社。会期
三月十日—十六日。

「演劇講演会」

東京都教育庁の希望により「国際演劇月」
開催を記念して「演劇講演会」を開くこと
になった。これには「世界演劇の現状」の
題名の下に、英、米、佛の演劇に関する講
演、並びに海外の名優のレコードを解説づ
きにて紹介の予定。会場、日本橋、三越劇
場。期日三月十四日午後一時より。

「劇作家国際会議」

—三月イタリにて開催—

一月十四日附のITIパリ本部書記局長
ジョッセ氏よりの來信は、三月七、八、九
日の三日間、イタリーのサン・レモ（リザ
イエーラ）にて劇作家の国際会議を開く旨
を言ひきたり、オブザーヴァー一名の出席を
求めてきた。この來信には長文のアッビー
ルが添へられ、現在、各国において劇作が
不振である病源をあげて、劇作振興のため
に会議を開かうという趣意が述べられてゐ
て、議題は次の二つである。

一、全世界における「劇芸術」(ドラマチ
ック・アート)の現状、それを脅かす危機、
それが発展の途上に横たはる障害。

一、「演劇作品」(シアトリカル・ウオー
クス)の自由な交流をさまたげる实际的・技
術的障害。

つづいて、一月二十一日附の書簡には、
各国センターより送る代表の数を増すこと
を提案してきてゐる。会議の重要性にかん
がみて、出来るだけ多くの意見の提出され
ることを望み、劇作家のみでなく、演出者
興行者、俳優など、一センターから最大限

六名まで派遣してほしいという。尚、演劇
において演劇批評家の占める役割も大きい
から、以上の外に、三名以内の劇評家を、
彼の所屬する新聞社の費用で派遣すること
ができるかという。

代表派遣の申込みは二月十日が期限であ
つたので、日本センターでは協議の結果、
期日が迫つてゐること、適当な人を見出
すことができなかったため、代表派遣の件
は断念した。この会議にはフランスのジュ
ール・ロメーン、ロジェ・フェルディナンド
英国のアシュリー・デュークス、イタリー
のシルヴィオ・ダミコなどの出席が予定さ
れてゐる。

児童劇にたいする調査

ITIパリ本部から「児童劇」にたいす
る調査を依頼してきた。

これはオスロ大会において、世界の児童
劇について調査し、もし可能なら何らかの
具体案を立てるといふ決議がなされたが、
その決議に基づくものであつて、四月中旬、
パリにおいて、それにたいする予備会議が
開かれ、さらにこの夏、アメリカで引きつ
づいて会議がもたれることが予定されてい
る。

四月のバリ予備会議は、各国からの情報
をあつめて、調査の基礎材料をつくらうと
してゐるものよりである。クエツシヨネ
ールの大要は次のやうである。

一 十一才以下の児童に対する演劇。—
学校でドラマに関する授業があるか、また
それが教育の実習のために、特別に訓練さ
れた教師がいるか、などの調査。

二 十一才から十八才までの少年に対する演劇。——これは学校で演劇を上演しているか、指導者は専門的訓練をうけているか、上演の脚本はどういう種類のものか、上演の費用はどこから出しているかなどの調査。

三 少年のための演劇。——これは、職業劇団たると非専門劇団たるとを問はず、少年に見せる演劇が、どんな風にして演じられているかの調査である。

これらの問題は、教育に關係ある問題が多いので、文部省に協力を求めて、回答を製作中であるが、未開拓、未調査の事項が多く、本センターの現在の力では処理しきれないでいる。

月刊機關紙「世界初演」到着

「世界初演」(ワールド・プレミア)はITIの機關紙で、秋十月に第一号を出し一カ年に十冊発行している。これには世界各國のセンターから集まつた新作初演を記録し、それを各國センターへ配布するのである。日本センターも今後、日本における新作初演をこれに記録してゆくわけであるが、日本において上演された新作は、この冊子をおして世界各國へ報告されるのである。これには新作の作者名、筋、所演時間、幕数、劇場、演出者などを記すことになつてゐる。日本センターでは第一回分として「おいさん、ばあさん」と、「羅生門」の原稿をおくつたのは既報のとおりだが、今度その掲載されている十月号(第三卷第一号)が十二月末に六十部到着したので、掲載記事に關係のある人々、

各劇団、理事の一部、希望申込みの人々に無料配布した。希望の方は申込みおき下さい。

又、二月二日、同紙十一月号到着。これには日本より寄稿の「災の人」「天守物語」「源氏物語」「霧の音」等の記録が掲載されている。關係会員に配布。

シェイクスピア記念ライブラリー

英国センターより來信ありて、日本において最近に上演されたシェイクスピア劇の舞台写真およびプログラムを出来るだけ多く送つてほしいと申込んだ。これは英国に「シェイクスピア記念圖書館」があつて、世界各國から英國を訪れる演劇研究者に利用されているのであるが、この圖書館で世界各國で上演されたシェイクスピア劇の舞臺写真とプログラムを集めているのである。日本センターではこの申込みに応じて、最近俳優座で上演した「オセロー」「ウインザーの陽気な女房たち」の舞臺写真とプログラムをおくる予定であるが、會員諸君の中でシェイクスピア上演に關係があつた方は、舞臺写真とプログラムを本センター宛に御寄贈をお願いします。

海外よりの通信

最近、海外よりの通信が急激に増加しつつあるが、十二月中旬以降のものの中、主なるものをここに記録して會員諸氏にお伝えします

一、十二月十五日、パリ本部書記局長アン・ドレ・ジョッセ氏より來信。本会より日

における「國際演劇月」の企画を知らせこの企画に対して上演する脚本にして著作權の無料のものあれば知らせてほしいとの問合せにたいする返信なり。國際演劇月の企画をよるこぶと共に、申込みの件についてはアメリカ・センターに問合せよとの内容なり。(英文。十二月六日パリ発信、航空便)

一、十二月二十八日、イギリス・センターより來信。「シェイクスピア記念圖書館」のために、戦後日本にて上演されしシェイクスピア劇の舞台写真、パンフレットの類を求む。(十月二十五日ロンドン発普通便)

一、十二月二十八日、パリ本部書記局長より來信。本会より「世界初演」紙の希望者多きにつき六十部以上もらへぬかとの問合せたるに對し、費用の關係上それ以上の部数の無料配布は困難につき、必要あらば日本にて増刷してもよしとのことなり。又、「世界演劇」(季刊紙)の販売についての指示あり。(十二月十七日パリ発信、航空便)

一、十二月二十六日、ベルギー「世界演劇」編輯長エイノール氏より、「観客の問題について各種の調査」を求めきたる。(佛文、十二月十五日ブラッセル発、航空)

一、昭和二十七年一月一日、アメリカ・センターの議長ロザモンド・ギルダ女史より、本会々長宛に來信。日本政府は展覽會、演劇などの海外派遣をなすつもりがあるか、又、過去五年間にさういふ問題について援助をしたことがあるかの問合せなり。カプキ渡米などの取沙汰され

ている折から、アメリカではこの種の問題を調査したき意向の如く思はる。(十二月二十一日ニューヨーク発信、航空)

一、一月一日、パリ本部書記局長より、青少年演劇に關する調査を依頼したる。(十一月十四日パリ発信、普通便)

一、一月七日、ニューヨーク鳴海弘氏より來信。日本における「國際演劇月」について、本会よりアメリカ・センター宛の直接依頼の書面の外に、鳴海氏を介して國際演劇月における脚本のリスト、「現代世界演劇写真展」への出品、メセージなどを依頼せしに對し、アメリカ・センターとして快く協力してくれるとの返信なり。(十二月二十八日ニューヨーク発航空)

一、一月九日、ベルギー「世界演劇」の編輯長エイノール氏より來信。同氏は「わが町」(ワイルダー作)の巡業に出かけてゐるため返事のおくれしことを詫び、本会より發送せし寄稿および舞臺写真を興味をもつて受取りし旨言ひきたる。(佛文、十二月二十七日ブラッセル発、航空)

一、一月十日、アメリカ・センターのエリザベス・バーティック女史より來信。本年度におけるアメリカの「國際演劇月」のことを伝へるとともに、資料、メセージ、舞臺写真について協力を惜しまぬことを記し、舞臺写真はもし返送してくれるなら数多く送るとのことなり。(一月三日ニューヨーク発、航空)

一、一月十日、ニューヨークの鳴海氏よりバーティック女史が協力する旨のことを伝へ來たり、アメリカ・センターは、資

金を十分にもつてゐるので、三月の演劇月にたいして華々しい活動と宣伝を開始していることを伝う。(一月三日ニューヨーク発、航空)

一、一月十九日、バルギー・センターの名において、エイノール氏より來信。日本における「国際演劇月」の企画をよろこび、バルギーにおける昨年度上演の舞臺写真七枚を送る旨を誌し、その目録を同封す(佛文、一月八日ブラッセル發、航空)

一、一月二十一日、在ホンコンの英人スコット氏より來信。近く日本へ赴くの旨を伝う。同氏は支那劇の研究者にして、本会企畫の「現代世界演劇展」に支那劇に関する出品をなす予定。(一月十八日ホンコン發、航空)

一、一月二十五日、ユネスコ事務局長トレス・ボデー博士より、日本における「国際演劇月」に対するメッセージ、電報にて來たる。(一月二十四日パリ發)

一、一月二十五日、パリ本部書記局長ジョッセル氏より、本年三月イタリーのサン・レモにて開かれる劇作に関する専門會議「国際劇作家會議」に代表一名を送るよ

ロンドンの「タイムズ」紙に

日本演劇に関する記事掲載

英國の一流紙「タイムズ」の一月七日発行の紙面に「日本の舞臺」と題して、日本演劇に関する記事が掲載された。これはITI機関紙「世界初演」十一月號(別項参照)にのつた日本センターからの寄稿によるものであつて、「炎の人」「源氏物語」「霧の音」など八篇の新作が紹介されている。

うに要請したる。(一月十四日パリ發、航空)

一、一月二十六日、アメリカ・センターより国際演劇月に関するパンフレット類を送りきたる。(一月三日ニューヨーク發、普通便)

一、一月二十六日、スウイス・センターの書記局長テイルアツカー博士より來信、日本における「国際演劇月」の開催を説ふとともに、会長オブレヒト博士のメッセージを同封す。(佛文、一月二十一日チュリッヒ發、航空)

一、一月二十八日、アメリカ・センター会長ヘレン・ヘイズ嬢(女優)及び議長ロザモンド・ギルダール女史より、日本の「国際演劇月」にたいするメッセージ來たる。(一月二十一日ニューヨーク發、航空)

一、二月四日、パリ本部書記局長ジョッセル氏より來信。さきに本会より同氏宛に、本会より直接に各國センター宛に国際演劇月に対する協力を請うるも、パリ本部よりも各國センター宛に協力依頼の書面を出してほしいと申送つておいたのに対し、パリ本部より各國に宛てし廻狀の写しを同封し、書記局長自身のメッセージを送りきたる。(一月二十二日パリ發、航空)

一、二月四日、パリ本部より、さきに案内し來たりし「国際劇作家會議」にたいし代表六名(劇作家、演出者、興行者、俳優)及び三名の批評家を最大限としてその範圍内で派遣してほしいと言ひきたる(一月二十一日パリ發、航空)

一、二月八日、イギリス・センターより、八名の英國著名演劇人の、日本における

「国際演劇月」に対するメッセージを送りきたり、尙、最近の舞臺写真を送りし旨を書き添う。ITI名誉会長プリストリ

一、同じく名誉会長リユエリン・リーズ、イギリス・センター会長イーシア子爵、名優ローレンス・オリヴィエ、同じく名優ジョン・ギールグッド、名女優シビル・ソーンダイク、同じく名女優エディス・イーヴァンズ、新進劇詩人クリストファ・フライの八氏である。(二月一日ロンドン發、航空)

一、二月九日、ニュージーランドのセンターより來信あり。「現代世界演劇展」へ写真を送りたいが、いい写真はバルギーの「世界演劇」の編輯の方へ送つてあるので、その返るのを待つて日本へ送つたのでは間に合ふまいから、別のを探して送るつもりであると言つてきた。(一月二十八日ウェリントン發、航空)

一、二月十六日、デンマーク・センターより來信。同センター書記局長フリドベルク氏のメッセージと共に、舞臺写真、ポスターなど送れるを報ず。(二月二日コペンハーゲン發、航空)

一、二月十二日、デンマーク・センターより舞臺写真、プログラム、ポスターなどを航空便にて送りきたる。

一、二月十三日、ノールウェー・センターより來信。ITI会長にしてノールウェー・センターの会長を兼ねるオット・ノールマン氏よりのメッセージを送りきたる(二月四日オスロ發、航空)

一、二月十三日、アメリカ・センターより最近上演の舞臺面の写真を送せりと來

信あり。(二月七日ニューヨーク發、航空)

一、二月十五日、イギリス・センターより送れる舞臺写真、航空便にて到着す。最近の上演になる舞臺面の写真二十數葉。

一、二月十九日、ニューヨーク鳴海氏より來信。ラジオ・ドラマの件につき問合せたるに對する返信にして、演劇月に放送するに適當なるものなき旨伝へきたる。ラジオ・ドラマ臺本のカタログも同時に到着。(十三日ニューヨーク發、航空)

一、二月二十日、ギリシャ・センターより會長、書記局長などの連名にてメッセージ來る。(一月三十一日アテネ發)

一、二月二十一日、フィンランド・センターより、舞臺写真とデザインを十四葉送り來たり「日本における演劇月の成功を祈る」旨の書簡同封。(二月十四日ヘルシンキ發、航空)

一、二月二十二日、オーストリア・センターより來信。會長ウィルヘルム・シュミット氏及び書記長レオポルド・コフカ氏よりのメッセージなり。(二月十五日、ウィーン發、航空)

一、二月二十三日、ノールウェー・センターより舞臺写真多數、航空便にて到着。

フランス演劇圖書の輸入

「世界演劇」(ITIの季刊紙)その他のフランスで発行されたもので本會に關係ある演劇圖書に限り、フランスから直接に取りよせる便ができましたから、御希望の方は本會書記局へ御相談下さい。

日記抄

十二月四日 外国演劇研究家十數名に参集をねがい、常任理事と意見の交換をなす
十二月十一日 リッパにて常任理事會
十二月十三日 文部省芸術課にて「國際芸術會議」代表派遣の件につき打合せ會
北村理事出席、理事會の意向（旅費自弁の場合でも代表一名送りたしとの旨）を伝う。代表の氏名をユネスコ本部に通知する必要上、代表の氏名を至急に知りたしとのことなり。次回會議を二十四日とし、それまでに代表を詮考することとなる。
十二月十七日 「國際芸術會議」代表の件につき、日本演劇協會、日本演劇學會と連絡の上、代表推薦の問合せの書面をひろく演劇界に發送す。本會々員、上記二団体の會員をふくめて三五〇通。
十二月十八日 本會常任理事と日本演劇協會理事と會合し、「國際演劇月」の件につき意見を交換す。
十二月二十二日 日本放送局南江理事室にて、本會第五回理事會を開く。理事の出席数はなほだ良し。「國際芸術會議」代表の件と「國際演劇月」について議す。
「國際芸術會議」代表については、問合せにたいする回答を有力な参考材料として協議の結果、岸田国土氏を第一候補河竹繁俊氏を第二候補として推薦することに決定。
「國際演劇月」については、既に快諾をえたる各座、各劇団を中心として企画をできるだけ拡大することを申合せ、主

催の形式としては本會と日本演劇協會との共同ということに決定。
十二月二十四日 文部省芸術課にて「國際芸術會議」代表派遣の打合せ會。北村理事出席し、二十二日理事會の結果を報告す。文芸方面の代表川端康成氏、建築方面の代表岸田日出刀氏、音楽、視覚芸術は未定。
十二月二十五日 本會常任理事と日本演劇協會常任理事と合同の會議をもち、「國際演劇月」を共同主催とする件及びそれが実行の方式について協議す。
十二月二十六日 本會及び日本演劇協會の常任理事中より、「國際演劇月」実行のための總務的部署の打合せ會を開く。
十二月二十七日 世界各國の二十七セクタ及び在日外国ミッシェン宛の「國際演劇月」にたいする協力の依頼狀（英文）を發送。
十二月三十日 文部省ユネスコ課の好意によるITF及び日本セクターに関するパンフレット出來あがる。
一九五二年（昭和二十七年）度
一月七日 日本芸術聯盟會館にて、本會と日本演劇協會合同にて「國際演劇月」事務運営のための第一回打合せ會を開く。
一月十四日 リッパにて第一回例會を開く。「國際演劇月」および海外連絡の問題について話し合う。
一月十七日 文部省芸術課にて「國際芸術會議」代表派遣の打合せ。本會より北村理事出席。美術方面の代表益田義信氏音楽方面の代表清瀬保二氏と決まる。
一月三十日 本會第一回評議員會を理事會

と合同にてリッパにて開催。「國際演劇月」の経過報告、ユネスコ事務局長ボデ博士、アメリカ・セクター會長ヘレン・ヘイズ嬢（女優）などのメッセーの報告、演劇の國際交換に関する状況の報告とそれに対する意見の交換、三月サンレモにて開催のITF専門會議の一つである「劇作家國際會議」に代表派遣の件の協議。この問題に関しては、期日が切迫していることと、旅費自弁であることにより、広く演劇界に呼びかけて希望者をさがすと共に、近く渡欧する予定の人があれば出席してもらふこととする。
一月三十一日 「世界演劇」（季刊紙）一九五一年度第三號（創刊より第四冊目）は「若き劇作家」號であるが、見本刷り送り來たる。購買希望者の数をまとめてパリへ注文す。
一月三十一日 文部省にて各府縣社會教育課長の會議が開かれていたので、北村理事出席し、國際演劇月のために全國における素人演劇の調査を計画しているのので、それについて協力を依頼する。
二月二日 NHK南江理事室にて、「國際演劇月」に関する第二回事務打合せ會。
二月六日 松竹寮にて、各興業會社、各劇団に参集をねがい、本會の維持費について協議し、最低維持費を各団体に分担することに衆議一致す。
二月十六日 NHK南江理事室にて「國際演劇月」に関する第三回事務打合せ會を開く。兒童劇参加、開催式を歌舞伎座で行う件など決定し、演劇月の企画は完了す。

二月十九日 歌舞伎座事務所において、本會理事長、日本演劇協會常務理事等、歌舞伎座支配人をまじへて國際演劇月開催式の件について協議す。

（六頁より續く）

一 書記局長は執行委員會の監督の下に國際演劇大會によつて承認されたる経費のプログラムの遂行及び書記局員の任免にたいして責任を負ふ。書記局長及び局員の責任は、その性質上、遂行に際しては、協会の外にかなる権威からの指図も、求めてはならない。書記局長及び局員の責任は、國際的資格を尊重し、その責務遂行にたいして彼らを左右しようとはしない。

二 大會は二年毎に予算を承認し、各セクターに財政的責任を割りあて、本會は、執行委員會の承認をえて、寄附、遺贈、補助金を、政府、公的私的の機關、組織、個人から直接に受ける。

三 修正 本憲章にたいする修正の申出は、國際演劇大會において三分の二の多数の承認を得ることによつて有効となる。修正申出の條文は、大會開催に先立つて少くとも二ヶ月以前に各セクターに送付する。各セクターによるこの修正申出は、少くとも三ヶ月以前に本部書記局長に送付する。

四 第九條 機能の期間 本會の期限には制限がない。本會はセクター總數の四分の三が書面をもつてその希望を書記局長に提出するならば、いつでもその機能を停止する。その場合には、執行委員會はこの憲章は第一回國際演劇大會によつて採用せられて以後効力を発生し、爾後、新しく加入する會員はこの憲章を受入れ、會員申込の書類の中にそれを表示するものとする。（北村喜八暫定訳）

三 二月十九日 歌舞伎座事務所において、本會理事長、日本演劇協會常務理事等、歌舞伎座支配人をまじへて國際演劇月開催式の件について協議す。

議に参集せる會員国会議によつて構成せられる。

A 構成。大会は各国セクターによつて正式に任命された代表によつて構成せられる。各セクターは三名以内の代表と三名以内の交代者を指名することができ、技術上の顧問及び大会が必要と認めるその他の専門家を伴つてよい。

B 機能。一、大会は規約草案を正式に採用するに先立つて、それを審議する。

三、大

四、大会は執行委員会の委員を選出する。

投票

一 本憲章の條文と背馳し、又は大會に於て特別の議決がなされた場合を除き、決定は出席し且つ投票權をもつセンターの絶対多數によつて決せられる。委任狀による投票は認めない。一センターは一票である會員であるセンターが、二年以上にわたつてITFにたいする分担金を滞納した場合には、年次大會において投票權を失ふものとする。(但し、かかるセ

三

權を行使することが許される。）

D 手続

一 大會は二年毎に、常例の會期において開催される。執行委員會の三分の二の表決により、或いは現行年

二 類維持費を完納せる會員センターの總數の三分の二の要求ありたる時は、大會を延期、中止、又は特別の會期に開催することができる。

三 各會期において、次回會合の場所が大會によつて選定される。

三 大會は各定例會合に於て、會費、その他の役員、

出し、手續上の諸規則を採用する。

四 大會は特別技術委員會、及び大會の目的に必要と思

へる他の補助的委員會を設ける。

第五條 執行委員會

A 構成

執行委員會は國際演劇大會によつて選出せられたる

十一のセンターから成る。各センターは委員会にお

を任命する。

二 これに加ふるに、投票権を有しない職責による三名

の委員が参加する
顧問の資格とする

雇員の賃料は、その日の全土

10

10